

<b>Title</b>	応急仮設住宅における障害者の入浴の現状と課題
<b>Author(s)</b>	野口, 祐子
<b>Citation</b>	聖学院大学論叢, 25( 1), 2012. 11 : 1-12
<b>URL</b>	<a href="http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=4183">http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=4183</a>
<b>Rights</b>	



聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository and academic archiVE

## 応急仮設住宅における障害者の入浴の現状と課題

野 口 祐 子

### 抄 録

岩手県沿岸南部の仮設住宅に入居する障害者にアンケート調査及び訪問調査を行った。その結果、仮設住宅の浴室は段差や狭さの問題があり、特に下肢に重度の障害がある入居者は、震災前は自宅で入浴できていても、現在は浴室が使えず、デイサービス等を利用して入浴していることがわかった。本稿では、仮設住宅における入浴に関する課題を明らかにし、具体的に行った支援について報告する。

キーワード； 東日本大震災， 応急仮設住宅， 障害者， 入浴， 浴室

### 序章 研究背景・目的

2011年3月11日に起きた東日本大震災のために岩手県内で建設された応急仮設住宅（以下「仮設住宅」）は表1の通り13,984戸であるが、宮城県、福島県では、仮設住宅より公営住宅、民間賃貸住宅等のいわゆる「みなし仮設」の方が被災者の住宅として多く活用されているのに対し、岩手県の場合は仮設住宅が約3/4を占め、大幅に多いのが特徴である。これは、岩手県沿岸部に活用できる民間賃貸住宅等のストックが少なかったこともあるが、沿岸部は北上山地を挟んで北上盆地であ

表1 東北3県の仮設住宅の状況

	応急仮設住宅（完成戸数）(1)	公営住宅等(2)	民間賃貸住宅(2)
岩手県	13,984戸	1,420戸	3,599戸
宮城県	22,095戸	1,769戸	26,050戸
福島県	16,527戸	2,237戸	25,388戸
その他	-	13,615戸	13,140戸

(1) 国土交通省 H24.6.1「現在の応急仮設住宅着工・完成状況」より引用

(2) 復興庁 H24.6.11「復興の現状と取組」より引用

る内陸部まで70~100km離れていることから、岩手県は、極力沿岸部で復興することをめざし、内陸部の民間賃貸住宅等は一時避難的に使用すると位置づけ、仮設住宅の建設を住宅確保の中心としたことによるところが大きい。

なお、仮設住宅の設置期限は原則2年であるが、恒久的な住宅の整備に時間を要していることから2012年4月にはこの居住期間を1年間延長することが決まった。

この仮設住宅は、建設当初、防寒対策やバリアフリー対策が十分でなかったが、順次追加工事が行われ、改善がなされた。バリアフリー対策としては、砂利敷きの通路の舗装が行われたほか、希望者に対して玄関の手すりやスロープの設置等が行われた。一方、浴室については、建設費用や工期重視のためにユニットバスの出入口の段差や狭さの問題が残り、依然として改善されていないのが実状である。

そこで本研究では、仮設住宅に入居している障害者の生活、特に入浴の実態を把握し、仮設住宅、特に浴室環境の課題を明らかにすることを目的とする。さらに、調査結果を踏まえ、仮設住宅の生活が長期化することを念頭に、具体的な環境改善の支援につながった仮設住宅入居者1名の事例報告、「被災地障がい者センターかまいし」の浴室にリフトを取り付けた支援例について報告する。

## 1章 調査方法

2011年7月から、岩手県沿岸部の仮設住宅の状況を調査し、障害者に関する情報収集と関係づくりを行ってきた。2012年2月から4月にかけて、沿岸南部の仮設住宅に入居する障害者19名にアンケート調査を行い、そのうち18名から有効な回答を得た。アンケート調査の内容は表2、調査事例の概要と得られた回答は表3の通りである。18名の内訳は、男11名、女7名、65歳以上は9名で、介護保険における要介護認定を受けているものは6名である。身体障害者手帳所持者は17名で、等級は1級~4級、肢体不自由者は12名でいずれも下肢に障害がある。また、視覚障害者が3名、内部障害者が2名、内部と視覚の重複障害者が1名である。

表2 アンケート調査の内容

- 
- ・基本的属性（年齢、性別、移動方法、障害名、身体障害者手帳等級、要介護度）
  - ・最近1週間の入浴状況
    - 月曜日から日曜日までの入浴場所・方法、及び入浴時の介助者
    - 1. 仮設住宅の浴室（湯船に入る、または、シャワー・かけ湯を選択）、2. 施設で入浴、3. 入浴しない
  - ・仮設住宅の浴室での入浴時の危険
  - ・仮設以外で入浴している場合の移動手段
  - ・震災前と震災後の入浴方法と回数の変化、その理由
  - ・仮設住宅の問題点、改善してほしいこと
-

表3 アンケート調査を行った事例の概要と浴室利用回数、震災前後の変化、入浴時の危険

	性別	年齢	等級	要介護度	障害（原因疾患）	屋外移動時補装具	浴室利用（回/週）	震災前後の変化（回/週）	入浴時に経験した危険
1	女	68	2	要介2	肢体（関節リウマチ）	杖	0	自宅（浴槽）4→親戚宅（浴槽）2	
2	男	50	4		内部（陳旧性肺炎性変化）		7	変化なし	浴槽内で滑った
3	男	51	2		肢体（脳性マヒ）	杖	4	変化なし	
4	男	51	2		肢体（小児マヒ）	杖・車いす	7	変化なし	洗い場で松葉杖が滑った
5	男	74	1	要介2	肢体（脊髄損傷）	車いす	0	自宅（浴槽）4→施設2	
6	男	67	2	要介2	肢体（脳梗塞）	車いす	0	変化なし（施設1）	
7	女	68	2	要支2	肢体（髄膜炎）	車いす	4（かけ湯）	浴槽→かけ湯	手足をぶつけた
8	男	69	1	要支2	肢体（小児マヒ）	車いす	0	自宅（浴槽）3→施設3	
9	女	64	3		肢体（くる病）	杖	7	変化なし	
10	女	70	1		視覚障害		4	自宅（浴槽）7→仮設（浴槽）4	浴槽上に飛び出た洗面台にぶつかった
11	男	11	1		肢体（ダウン症）		7	変化なし	
12	女	56	2		肢体（筋ジストロフィー）		3～4	変化なし	
13	男	64	2		視覚障害	白杖	2（シャワー）	浴槽→シャワー	浴槽を出るとき滑った
14	男	83		要介4	肢体（脳梗塞）	車いす	0	自宅（浴槽）7→施設2	
15	男	66	3		肢体（後縦じん帯骨化症）	杖	7（シャワー）	自宅（シャワー）2→仮設（シャワー）7	浴槽縁に引っかかった
16	女	70	1		内部（慢性腎不全）		4	自宅（浴槽）7→仮設（浴槽）4	
17	女	64	3		視覚障害	歩行車	3～4	変化なし	浴室床で滑った。洗面台に頭をぶつけた
18	男	61	1		内部・視覚障害（慢性腎不全）		4	変化なし	洗面台にぶつかった

※「等級」とは身体障害者手帳等級の略。要介護度の「要介」は「要介護」, 「要支」は「要支援」の略。「肢体」は「肢体不自由」, 「内部」は「内部障害」の略。

この18名のうち、No.1～7は障害者用仮設住宅に入居しており、No.8～18は一般の仮設住宅に入居している。障害者用仮設住宅における主なバリアフリー対策は、アプローチにスロープ（勾配1/12）、各住戸の玄関及び居室の出入口は引戸、車いす対応の台所、トイレの出入口はカーテン、浴室・トイレに手すり設置等である。一方、浴室については、1116サイズで出入口に約25cmの段差があり、一般の仮設住宅の浴室と大きな違いはない。この障害者用仮設住宅は岩手県に2棟が建設されたが、1棟は5戸＋談話室の構成となっており、調査時にはあわせて8戸が入居していた。

調査では、郵送等によるアンケート調査を行い、調査票を回収した後、訪問の許可が得られたも

ののうち No. 1～9 に対し訪問調査を行った。

## 2章 アンケート調査の結果

アンケート調査で得られた仮設住宅での入浴回数、震災前後の入浴の変化、仮設住宅の浴室での入浴時の危険については表3に示す。

### (1) 浴室利用回数

18名のうち仮設住宅の浴室で入浴しているのは、週7回（毎日）が5名、週2～4回が8名、入浴できない（週0回）が5名であった。仮設住宅の浴室で入浴できない5名は、脊髄損傷、脳梗塞、小児マヒ、関節リウマチによって重度な下肢障害がある入居者であった。約25cmの浴室の出入口の段差を乗り越えることが困難であり、シャワー浴を行うことも難しい状況であった。

### (2) 震災前後の入浴方法の変化

震災前後の入浴の変化について、仮設住宅に入居して入浴回数や方法が変化したものは9名、変化しなかったものが9名である。変化した9名のうち4名は、かつては自宅の浴槽で入浴をしていたが、現在の仮設住宅では入浴できず、介護保険のデイサービス等を利用して入浴したり、親戚宅の浴室を借りて入浴していることがわかった。また、変化した9名のうち4名は、仮設住宅で入浴しているものの、2名が入浴回数が減り、2名が浴槽入浴からシャワー浴に方法を変えるなど、入浴の質の低下が見られた。しかし、1名（No. 15）については、以前自宅浴室で週2回シャワー浴を行っていたが、現在は週7回シャワー浴を行っており、入浴の質は向上していた。以前の浴室より狭いため、手が届く範囲にものがあって使いやすいとの意見であった。

### (3) 入浴時の危険

仮設住宅の浴室で入浴している13名のうち8名が、「滑った」「ぶつけた」等を経験していた。主に「浴室の出入り、浴槽の出入りなど段差を超える際に滑った」、「浴室が狭くて手足をぶつけた」、「浴槽上部に張り出している洗面台に頭をぶつけた」というもので、段差や狭さという物理的な環境が原因となる事故であった。特に「洗面台に頭をぶつけた」という3名はいずれも視覚障害者であった。

### (4) 仮設住宅の問題点、改善してほしいところ

仮設住宅の問題点について主な回答をまとめると以下のようになる。

### ①障害者用仮設住宅

【玄関】玄関側に窓がないため台所は常に電気をつけていなければならない。また、インターホンがないため、奥の部屋にいるとノックの音が聞こえない。聞こえたとしても玄関まで行くのに時間がかかる。【浴室】狭い。出入口の段差が高い。浴槽が深い。【台所】狭い。IHコンロの火力が弱い。

【トイレ】幅が狭い。手すりの位置が悪い。【その他】窓、壁が結露する。収納が少ない。

### ②一般の仮設住宅

【玄関】狭い。【浴室】狭い。出入口の段差が高い。浴槽が深い。追い炊きがない。【台所】狭い、調理スペースがない。【トイレ】便座が冷たい。【その他】ひさしが短い。窓、壁が結露する。部屋が狭い。部屋が暗い。寒い。収納が少ない。

いずれも狭さに対する問題点が多く指摘されている。障害者仮設住宅は、ハウスメーカーが建設したもので、断熱性能は比較的良く、寒さに対する問題点は聞かれなかった。

## 3章 訪問調査の結果

詳細に現状を把握するため、No. 1～9 に対し訪問調査を行った。以下に具体的な事例を挙げ、浴室及びその他の問題点を紹介する。

### (1) 事例 No. 1

障害：両上下肢機能障害、疾患：関節リウマチ、移動（屋外）：杖歩行、移動（屋内）：つかまり歩行、同居家族：夫

浴室出入口の段差（約 25 cm）の解消のため高さ 10 cm の踏み台<sup>写真1</sup>が設置されているが、関節リウマチのため両膝、左股関節が人工関節で可動域が狭く、人工関節の入っていない右股関節にも負担がかかり、手すりを持ちながらも段差を越えることが困難である。そのため、シャワー浴を行うことも難しい。浴槽についても震災前の自宅の浴室は浴槽の縁に座れるスペースがあり、いったん座ってから浴槽内に入っていたが、仮設住宅の浴槽は縁に座れるスペースもなく、縁が高く足を上げることができないため浴槽内に入ることができない。現在は、週 2 回親戚宅の浴室を借りて入浴している。親戚宅も津波で大きな被害を受けたが改修して新しい浴室を設置した。このように仮設住宅ではシャワー浴も難しいため、夏場は親戚宅の訪問回数を増やす予定とのことである。また、住戸は一番端で外側に面している壁は結露がひどく、対応に苦慮している。

### (2) 事例 No. 6

障害：右上下肢機能障害、疾患：脳梗塞、移動（屋外・屋内）：車いす、同居家族：なし

仮設住宅内で車いすを使用している。トイレは幅 780 mm、車いすで居室から 90 度向きを変えて



写真1 No. 1浴室の出入口



写真2 No. 8トイレ移乗台

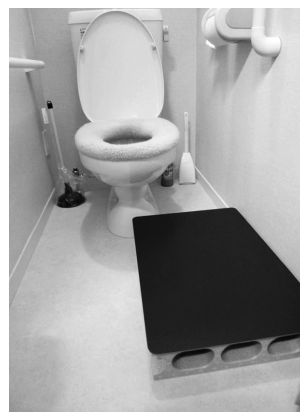


写真3 No. 7トイレ移乗台

入るのにフットレストがあたり、何度か切り返す必要がある。左にL型手すり、右に縦手すりが設置されているが、横手すりが左側のみのため、便器移乗に時間がかかり、間に合わず、下着や服を汚してしまったことがある。浴室は全く使用できず、週1回デイサービスを利用して入浴している。台所は足もとに空間がある流し台であるが、車いす使用者には狭く、使用しづらい。そのため、調理をヘルパーに頼んでいるが、作業スペースがなく、2コンロのうち1コンロ上を作業スペースにしている。

### (3) 事例 No. 8

障害：両下肢機能障害、疾患：小児マヒ、移動（屋外）：車いす、移動（屋内）：座位移動、同居家族：妻、娘夫婦、孫2人

トイレは階段式（4段）の移乗台（桐材）<sup>写真2</sup>を親戚に作ってもらい、その台を使って便器に移乗している。プッシュアップできるのは10cm程度。以前の家のトイレは埋め込み式で自力で使うことができた。浴室は段差があるため使えず、週3回、送迎付きで施設入浴を行っている。以前の浴室は浴槽の縁が低く、一人で浴槽に入ることができた。外出の際は、外に置いた車いすと玄関の床面に渡し板を設置して移乗する。渡し板は現在隣の家に住む大工に製作してもらった。12坪タイプの仮設に入居しているが、同居家族が多いため、大幅な改修や場所を必要とする福祉用具の導入ができない状況である。

## 4章 環境改善支援の実際

アンケート及び訪問調査を通して、事例ごとに仮設住宅の問題を把握し、ニーズの整理を行った。その結果、単身者で特に支援が必要と思われた1事例（事例 No. 7）の環境改善に対し、地元の支援

団体「被災地障がい者センターおおふなと」と連携して具体的な支援を行うことができた。

(1) Aさんの状況

事例 No. 7 の Aさんは、体幹及び左下肢機能障害のため、屋内は片膝立ちで移動、屋外は手動車いすを使って移動している。津波によって自宅が全壊し、2011年8月より障害者用仮設住宅に入居している。Aさん宅は図1の通りである。日中は奥のベランダ側の部屋で過ごし、夜間もそこに布団を敷き就寝している。中央の部屋は使っていない。窓は奥の部屋にしかなく、引戸を閉めてしまうと、中央の部屋と玄関側の部屋は暗い状態となる。

(2) 支援の経緯

2012年2月にヒアリング及び実地調査を行い、ニーズを明らかにした上で具体的な支援を行った。支援の経緯は以下の通りである。

- 2012.2.16 初回訪問：ヒアリング、実地調査、ニーズの整理
- 2012.3.1 2回目訪問：福祉用具等の貸与・提供  
電動車いす及びクッション、インターホン、座椅子、トイレ移乗台（10cm）
- 2012.4.22 3回目訪問：フォローアップ

(3) ニーズの整理

事例 No. 7 の仮設住宅における居住環境の問題とニーズを以下のように整理し、その改善策を検討した。

- ①仮設住宅のスロープ（勾配約 1/12、約 7m）の昇降が手動車いすではつらい。→電動車いすの導入
- ②ベランダ側の居室にいることが多く、インターホンがないためノックの音が聞こえない。聞こえても、すぐに玄関まで行くことができない。→応答できるインターホンの設置
- ③室内は片膝立ちで移動しており、トイレ使用时、床から便器（高さ約 40cm）への移乗が大変である。→10cm 程度の移乗台<sup>写真3)</sup>の設置
- ④こたつでパソコンを使った点字翻訳のボランティアをしており、長時間の座位は腰が疲れる。→もたれか

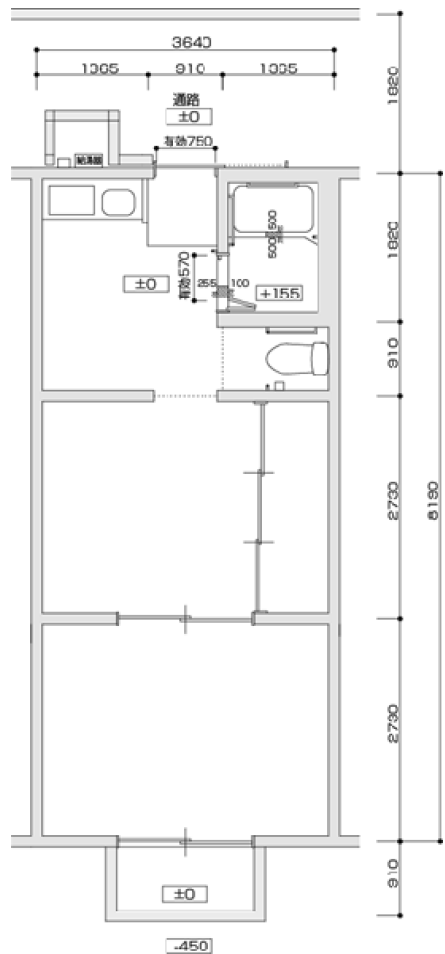


図1 Aさん宅の平面図



かるための座椅子の導入

以上の電動車いす、インターホン、移乗台、座椅子はそれぞれ福祉用具販売業者等からの提供により調達した。電動車いすについては、バッテリー交換やパンク修理等のアフターケア等を考慮し、「被災地障がい者センターおおふなと」に提供し、Aさんへ貸与する形式をとった。その他のインターホン、座椅子、移乗台もすべて被災地障がい者センターからAさんへ提供することとした。

#### (4) フォローアップ

福祉用具等を提供してから約1か月半後、フォローアップのためAさん宅を訪問した。電動車いすについては、ジョイスティックの操作にまだ慣れないため毎日駐車場で練習中とのことであったが、その他の用具については、いずれも毎日使用されていた。

## 5章 地域における入浴支援

### (1) 入浴支援の動向

仮設住宅の浴室が狭さや段差の問題で高齢者や障害者が使用しにくい点については、厚生労働省が行った「応急仮設住宅の居住環境等に関するアンケート調査」の結果でも明らかになっている。今回の調査でも把握されたように、仮設住宅で入浴が困難になっている問題に対して、高齢者は介護保険のデイサービスで入浴をすることができる。岩手、宮城、福島県の3県42市町村に対して行った朝日新聞の調査では、2011年4月から2012年1月までの介護保険認定者が前年同期と比較して2割増加したことがわかった。被災市町村の声の中には、仮設住宅の浴槽の縁が高く入浴が困難となってデイサービスで入浴する軽度者が増えたとの報告がある。

そうした既存の介護保険制度を使って入浴を補う方法のほかにも入浴を支援しようとする動きがあるが、現実的には課題も多い。たとえば、障害者用仮設住宅では、談話室を改造し、広めの浴室を作るといった提案が、2012年2月に地元の市からあった。入居から半年が経過し、入居者の入浴のスタイルは定まってきており、さらに談話室は入居者同士の交流を図るために有効に使われていたため、談話室をなくす提案には反対の意向を伝えたという。また、50戸以上の仮設団地に設置されている集会所には広めの浴室が作られているが、それを運用する人員体制がなく、物置や支援員の休憩所になっている等、集会所に設置された浴室が活用されている例は同市内ではなかった。

### (2) 「被災地障がい者センターかまいし」の浴室整備

一方、2011年10月に開設された「被災地障がい者センターかまいし」(社会福祉法人AJU自立の家が運営)は、仮設住宅で入浴できない障害者を送迎して入浴支援ができるよう写真4のような浴室を設置していた。しかし、入浴介助にはスタッフが2~3人揃わなければならない、同性の介助ス



写真4 被災地障がい者センターかま  
いしの浴室



写真5 設置したリフト

スタッフが必要人数確保されたときが入浴日となり、入浴支援は不定期に行われていた。2011年12月にヒアリング調査のため訪問した際にそれらの状況を把握し、リフトメーカーや販売業者に協力を求めた結果、無償提供でリフトが設置されることになった。2012年2月14日に浴室の状態を調査、3月1日に業者により天井走行リフトが設置された<sup>写真5</sup>。それによって介助スタッフ1名体制で入浴が可能になった。

## 6章 考察・まとめ

### (1) 調査結果について

アンケート調査及び訪問調査の結果、18名のうち5名が仮設住宅の浴室を全く使用できない状況であることがわかった。いずれも下肢に重度の障害があり、浴室の出入口の段差を乗り越えることが困難となっていた。そのうち4名は震災前の自宅浴室では入浴できたにもかかわらず、現在は入浴できない状況であった。また、浴室内に入ることができても、浴槽の縁が高く、浴槽内に入ることができない例が2名あった。そして、入浴時の危険については、仮設住宅の浴室で入浴している13名中8名が浴室内で滑ったり、手足を壁に、頭を洗面器にぶつける等を経験していた。「滑った」については段差、「ぶつけた」については主に狭さが原因となっており、いずれも浴室の環境の問題である。このように、震災前と比べ、入浴の量・質、また安全性が低下していることが明らかになった。

### (2) 実際の環境改善支援について

今回、仮設住宅における入浴を中心とする生活の状況や福祉サービスの活用例など、入居者の実態に即した調査をすることができた。また、その訪問調査の過程の中で個人のニーズを整理し、地

域の支援団体と連携して迅速な支援を行うことができた。仮設住宅での生活が長期化することが予想されることから、環境改善は必至であるが、個人のニーズの丁寧な把握も含め、今後は、非常時の支援から、介護保険や障害者自立支援法等のサービスの充実により、生活の質を確保することが求められると思われる。

調査を行った18名について、自宅の再建に向けて活動している入居者がいる一方で、再建の目処が立たない入居者もいた。仮設住宅入居から約1年、障害者の生活ニーズは刻々と変化している。今後も調査を継続し、復興に向けた支援につなげて行きたいと考える。

本研究は横浜市総合リハビリテーションセンター研究開発課西村顕氏との共同研究である。なお、本研究の一部は、一般財団法人住総研の助成を受けて実施した。

また、調査にご協力いただいた仮設住宅入居者の皆様、調査及び環境改善実施に尽力いただいた被災地障がい者センターおおふなと及び被災地障がい者センターかまいし、また、リフトをはじめ福祉用具を提供して下さった(株)ハーツエイコー、竹虎ヒューマンケア(株)、(有)木村義肢工作研究所、(株)加地、(株)日本ケアサプライの皆様には感謝を申し上げる。

#### 引用文献

- (1) 国土交通省住宅局 (2012.6.1) 「応急仮設住宅着工・完成状況 (平成24年6月1日10時00分現在)」 (<http://www.mlit.go.jp/common/000140307.pdf>) 〈2012.6.24 確認〉
- (2) 復興庁 (2012.6.11) 「復興の現状と取組」 (<http://www.reconstruction.go.jp/topics/120611torikumitogenjo.pdf>) 〈2012.6.24 確認〉

#### 参考文献

岩手県 (2011.12.15) 「東日本大震災津波対応の活動記録～岩手県における被災者の住宅確保等のための5か月間の取組み～岩手県県土整備部建築住宅課 (H23.11.30更新)」 (<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?nd=2974&of=7&ik=1&pnp=2974&cd=35162>) 〈2012.6.24 確認〉

厚生労働省 (2012.3.7) 「応急仮設住宅のハード面にかかる改善対策の進捗状況について」

① 「応急仮設住宅のハード面にかかる改善対策進捗状況について (概要) 3月2日時点」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000024jyi-att/2r98520000024k2t.pdf>

② 【岩手県】 バリアフリー対策進捗状況報告 (平成24年3月2日時点)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000024jyi.html>

〈2012.6.24 確認〉

厚生労働省 (2011.10.25) 「第3回応急仮設住宅の居住環境等に関するプロジェクトチームの資料について」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001svlt.html>

① 応急仮設住宅の居住環境等に関するアンケート調査結果を踏まえた対応について (応急仮設住宅の居住環境等に関するPT中間報告書)

- ②応急仮設住宅の居住環境等に関するアンケート調査（平成 23 年 9 月 30 日 応急仮設住宅の居住環境等に関する PT）  
〈2012.6.24 確認〉

「避難つらくて介護頼るしか」『朝日新聞』2012 年 3 月 4 日

## The Current State and Issues of Bathing Handicapped People at Temporary Housing

Yuko NOGUCHI

### Abstract

---

A questionnaire and a home-visit survey of handicapped people living in temporary housing in the southern part of the coastal area of Iwate Prefecture was recently conducted. The results revealed that residents with serious leg disorders who nevertheless had been capable of taking a bath by themselves at home before the March 11, 2011 earthquake occurred can no longer do so at their temporary housing because of the different levels of the floors between the bathrooms and outside of the bathrooms and the smallness of the bath areas. Hence day care services have had to be provided to assist these residents in taking a bath. This paper clarifies the issues related to bathing at the above-mentioned temporary housing and reports on the specific support being provided.

---

**Key words;** The Great East Japan Earthquake, temporary housing, persons with disabilities, bathing, bathroom